

広島県病院事業管理規程第七号

広島県病院事業組織規程等を廃止する規程を次のように定める。

令和七年三月三十一日

広島県病院事業管理者 平 川 勝 洋

広島県病院事業組織規程等を廃止する規程

次に掲げる規定は、廃止する。

- 一 広島県病院事業組織規程（平成二十一年病院事業管理規程第一号）
- 二 広島県病院事業管理者の職務代理者を定める規程（平成二十一年病院事業管理規程第二号）
- 三 広島県病院事業事務委任規程（平成二十一年病院事業管理規程第三号）
- 四 広島県病院事業決裁規程（平成二十一年病院事業管理規程第四号）
- 五 広島県病院事業局文書規程（平成二十一年病院事業管理規程第五号）
- 六 広島県病院事業公印規程（平成二十一年病院事業管理規程第六号）
- 七 広島県病院事業事務処理規程（平成二十一年病院事業管理規程第七号）
- 八 広島県病院事業職員給与規程（平成二十一年病院事業管理規程第八号）
- 九 広島県病院事業職員の勤務時間その他の勤務条件及び休業に関する規程（平成二十一年病院事業管理規程第九号）
- 十 広島県病院事業財務規程（平成二十一年病院事業管理規程第十号）
- 十一 県立病院使用料及び手数料条例施行規程（平成二十一年病院事業管理規程第十一号）
- 十二 広島県病院事業組織規程等の一部を改正する規程の施行に伴う関係職員の人事異動の取扱いに関する規程（平成二十三年病院事業管理規程第二号）
- 十三 広島県病院事業局における標準的な職及び標準職務遂行能力を定める規程（平成二十八年病院事業管理規程第三号）
- 十四 広島県病院事業職員人事評価実施規程（平成二十八年病院事業管理規程第四号）
- 十五 広島県病院事業管理規程で定める様式における読点の表記を改める規程（令和五年病院事業管理規程第三号）

附 則

この規程は、令和七年四月一日から施行する。